

農産物検査法（昭和二十六年法律第百四十四号）第十八条第三項において準用する同法第十七条第二項の規定によつて、次のとおり登録検査機関の登録を更新した。

平成三十年八月二十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 登録更新年月日及び登録番号

1 登録更新年月日

平成三十年八月二十六日

2 登録番号

十九

二 登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

1 名称

府中米穀企業組合

2 代表者の氏名

中土 貴仁

3 主たる事務所の所在地

府中市府川町三七一番地三

三 農産物検査を行う農産物の種類

国内産玄米

四 登録の区分

品位等検査

五 農産物検査を行う区域

広島県

六 農産物検査員の氏名、住所及び当該農産物検査員が農産物検査を行う農産物の種類

氏名	住所	農産物検査を行う農産物の種類
中土 貴仁	府中市斗升町六二番地	玄米
橋高 聖治	四 福山市新市町常二二八五番地	玄米
室山 純也	福山市駅家町中島四一七番地	玄米